第８回定時株主総会招集のご通知に際しての
インターネット開示事項

１．　新株予約権等の状況
２．　会計監査人の状況
３．　業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
４．　連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
５．　連結計算書類の連結注記表
６．　計算書類の株主資本等変動計算書
７．　計算書類の個別注記表

（平成28年10月１日から平成29年９月30日）

株式会社オルトプラス

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.altplus.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成29年９月30日現在)

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成24年１月24日	平成24年７月17日
新株予約権の数		108個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 216,000株 (新株予約権１個につき2,000株)	普通株式 10,000株 (新株予約権１個につき2,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1,000,000円 (１株当たり500円)	新株予約権１個当たり 1,000,000円 (１株当たり500円)
権利行使期間		平成26年２月１日から 平成33年12月19日まで	平成26年２月１日から 平成33年12月19日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 108個 目的となる株式数 216,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社及び当社の子会社の取締役、使用人、社外協力者又は株主たることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合、又は、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合及びグループ会社への転籍により退任・退職した場合等で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退任・退職後２年間行使することができる。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当後、権利行使時までに、禁錮刑以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則による降任・降格以上の制裁を受けていないことを要する。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。

④ その他の条件は、株主総会の決議及び取締役会の決議の授権に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

2. 当社は、平成24年11月７日付で普通株式１株につき1,000株、平成25年12月15日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。記載内容は調整後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

① 平成26年11月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

(平成29年９月30日現在)

	第３回新株予約権
発行決議日	平成26年11月27日
新株予約権の数	1,010個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　101,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり1,500円
新株予約権の払込期日	平成27年１月30日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり80,700円 (１株当たり807円)
権利行使期間	平成28年１月１日から平成32年１月30日まで
行使の条件	(注)
交付状況	当社取締役及び従業員：42名

(注) 主な新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成27年９月期から平成29年９月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が８億円以上である場合　行使可能割合：20%

(b) 営業利益が12億円以上である場合　行使可能割合：50%

(c) 営業利益が15億円以上である場合　行使可能割合：100%

② 上記1.における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 平成28年４月25日開催の取締役会決議に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要

（平成29年９月30日現在）

社債に付された新株予約権の総数	23個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　1,143,979 株 （行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）
新株予約権と引き換えに払い込む金銭	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
転換価額	382円
新株予約権の行使期間	平成28年５月11日から平成31年４月29日

2. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 当社の海外子会社であるALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の法令順守意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な諸活動を推進し管理する。

② 各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令順守体制の整備及び推進に努める。

③ 代表取締役CEO直轄の経営企画室が「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の順守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的な内部監査を実施する。

④ 内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見、未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 多様化するリスクに対処するため、経営企画室が当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。

② 取締役は、事業上の重要なリスク及び内部統制にかかる重要な欠陥等の情報について、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程において、職務権限、責任及び分掌を定める。

③ 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。

② 当社取締役、監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査する。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」に基づき、取締役会において財務報告や事業運営等に関する重要な報告を受ける。

(7) 子会社の損失の危機の管理に関する体制

① 「関係会社管理規程」等の社内規程に基づき、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定める。

② 子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各子会社にその事業内容・規模・当社との関係等を踏まえた事業計画を定めさせるとともに、子会社と当社の経営企画室にて情報共有の会議を定期的に開催し事業計画の進捗を管理し、効率的な業務運営を図る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席できるほか、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧することができる。

② 取締役及び使用人は、重要な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

③ 監査役は、当社グループの事業又は業績に重要な影響を及ぼす事項の報告を、取締役及び使用人に対し、直接求めることができる。

(10) 子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

② 監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは反社会的勢力に対し、取引関係その他一切の関係を持たず、不当な要求等に応じたりすることがないよう毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

2．業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値向上及び株主価値を最大化させるために、コーポレートガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を19回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、当社グループにおけるリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処を行うため、経営企画室がリスク管理全般を統括推進しております。

(3) コンプライアンスへの取り組みについて

当社は、役員及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催しており、経営の適法性、妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、当社代表取締役と定期的に面談を実施するとともに、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

4. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動計算書

（平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,501,759	1,490,759	△2,246,889	745,629
当期変動額				
新株の発行	1,147,109	1,147,109		2,294,218
親会社株主に帰属する当期純損失			605,595	605,595
その他			23,057	23,057
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	1,147,109	1,147,109	△582,538	1,711,680
当期末残高	2,648,868	2,637,868	△2,829,427	2,457,309

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	27,014	27,014	1,675	39,141	813,461
当期変動額					
新株の発行					2,294,218
親会社株主に帰属する当期純損失					605,595
その他					23,057
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24,455	△24,455	△160	△22,400	△47,016
当期変動額合計	△24,455	△24,455	△160	△22,400	1,664,663
当期末残高	2,558	2,558	1,515	16,741	2,478,125

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 連結計算書類の連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　4社

連結子会社の名称

ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.

AltPlus Korea Inc.

株式会社オルトダッシュ

株式会社エスエスプラス

上記のうち、株式会社エスエスプラスについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　1社

会社の名称

株式会社SHIFT PLUS

② 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社は、決算日が異なるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　15年～22年
工具、器具及び備品　５年～８年

ロ 無形固定資産　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100,100千円

②担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	66,600千円
長期借入金	33,500千円
計	100,100千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　126,185千円

(3) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	80,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	80,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,083,640株	2,619,400株	－株	12,703,040株
合計	10,083,640株	2,619,400株	－株	12,703,040株

(注) 普通株式の発行済株式数増加は、特定譲渡制限付株式の発行及び新株予約権の行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等
該当事項はありません。
② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,666,979株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。なお、当連結会計年度において、連結子会社の運転資金及び設備投資に必要な資金の一部を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場会社の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

差入保証金は本社オフィス等の賃貸借契約等に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては各顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

関係会社株式については、定期的に発行体の財政状態をモニタリングしております。

差入保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

ロ 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①　現金及び預金	2,620,775	2,620,775	－
②　売掛金	452,976	452,976	－
③　投資有価証券	92,355	92,355	－
④　差入保証金	154,352	134,977	△19,374
資産計	3,320,459	3,301,084	△19,374
①　買掛金	136,158	136,158	－
②　未払金	133,132	133,132	－
③　短期借入金	100,000	100,000	－
④　１年内返済予定の長期借入金	97,152	97,152	－
⑤　長期借入金	51,292	51,292	－
負債計	517,734	517,734	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資　産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

④ 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

① 買掛金、② 未払金

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 短期借入金、④ １年内返済予定の長期借入金、⑤ 長期借入金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	53,644
転換社債型新株予約権付社債	437,000
差入保証金	14,000

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記算定対象には含めておりません。

6. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　193円64銭

(2) １株当たり当期純損失　54円52銭

6. 計算書類の株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

（平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,501,759	1,490,759	1,490,759	△2,052,414	△2,052,414	940,104
当期変動額						
新株の発行	1,147,109	1,147,109	1,147,109			2,294,218
当期純損失				891,534	891,534	891,534
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,147,109	1,147,109	1,147,109	△891,534	△891,534	1,402,683
当期末残高	2,648,868	2,637,868	2,637,868	△2,943,948	△2,943,948	2,342,788

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,675	941,780
当期変動額		
新株の発行		2,294,218
当期純損失		891,534
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△160	△160
当期変動額合計	△160	1,402,523
当期末残高	1,515	2,344,303

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 計算書類の個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　15年～22年
工具、器具及び備品　５年～８年

② 無形固定資産　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100,100千円

②担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	66,600千円
長期借入金	33,500千円
計	100,100千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 62,687千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	80,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	80,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	503,474千円
長期金銭債権	17,792千円
短期金銭債務	126,325千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	988,749千円
営業取引以外の取引高	18,116千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
繰越欠損金	616,034千円
減価償却超過額	157,604千円
未払事業所税	867千円
その他	5,171千円
小計	779,677千円
固定資産	
減価償却超過額	119,983千円
投資有価証券評価損	183,472千円
その他	191,396千円
小計	494,852千円
評価性引当額	△1,274,530千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
流動負債	
未払費用	942千円
その他	7千円
繰延税金負債合計	949千円
繰延税金負債の純額	949千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社エスエスプラス	東京都渋谷区	1千万円	モバイルコンテンツ等の企画、開発、運営等	(所有)直接70.0	役務の提供	役務の提供	13,800	未収入金	26,325
						業務の委託	業務の委託	356,767	買掛金	75,755
子会社	ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム国ハノイ市	100万USD	オフショア開発事業	(所有)直接100.0	資金の貸付	資金の貸付	134,564	関係会社短期貸付金	165,648
							資金の返済	131,182	関係会社長期貸付金	17,792
							利息の受取	1,743	未収入金	493
						経費の立替	経費の立替	−	立替金	43,750
子会社	AltPlus Korea Inc.	大韓民国ソウル特別市	9億9千万KRW	モバイルコンテンツ等の企画、開発、運営等	(所有)直接100.0	資金の貸付	資金の返済	20,000	関係会社短期貸付金	180,000
							利息の受取	1,926	未収入金	3,832

(注) 1. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

2. ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltdに対し、152,704千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において152,704千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. AltPlusKorea Incに対し、245,877千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において26,926千円の貸倒引当金繰入額と20,066千円の貸倒引当金戻入益を計上しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	184円43銭
(2) 1株当たり当期純損失	80円26銭